

公募型プロポーザル方式による
阿久根市栽培漁業センターの譲渡等に関する事業者募集
質問・回答

作成：阿久根市水産林務課水産係

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 2(3) 譲渡等の条件	10年の契約後、契約更新しない場合は更地にしなければならないという事か。	建物等の無償譲渡と土地の有償貸付けは、少なくとも10年間種苗生産事業を行うことを条件としています。この場合、建物等は無償譲渡により譲受者の所有となりますが、土地は市有地ですので、事業を廃止し、土地の貸付けに関する契約を更新しないときは、更地にさせていただくこととなります。
2	募集要項 2(3) 譲渡等の条件	10年の契約で土地を有償貸付け後は、その後も更新して有償貸付けになるか、他にも希望者がいた場合は検討になるのか。	現段階では、10年経過後事業を継続するため土地の貸付け契約を更新する場合は、引き続き有償での貸付けを原則としています。また、今回の公募により譲渡等を決定した事業者による長期の施設運営を基本としており、その他希望者がいた場合の検討は想定していません。

3	募集要項 3(1) プロポーザルの 参加資格	プロポーザルの参加資格 「種苗生産事業に係る事 業実績がある事業者」と はどの程度の実績になる のか。種苗生産事業に関 する取り組みをしていれ ば参加資格があるのか。	参加申込みには、事業者の 登記事項証明書及び直近3 か年の決算書を提出してい ただくこととしています。 このことから、実績に関す る資格の有無については、 3年以上の種苗生産実績を 有することを基準としま す。
---	------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------